

災害からわが身を守ることを考えましょう

～土砂災害・洪水に備える～

問い合わせ＝防災・危機管理課防災・危機管理担当（☎内線415）

土砂災害や洪水は、「いつ」「どこで」起こるか分かりません。
災害に備えて、適切な知識を持ち、自分の命は自分で守ることを心掛けましょう。
広報きりゅう6月号に掲載した「簡易避難マニュアル」などを活用して、災害への備えや避難行動について確認をしましょう。

非常持ち出し品や 家庭内備蓄品の準備

非常持ち出し品は、避難場所までの距離などを考え、持って避難できるだけの必要量にしましょう。

市も食料などを備蓄していますが、数には限りがあり、災害の状況などによっては、避難所にすぐに配布できない場合があります。

また、大規模な災害が発生した場合は、食料品や日用品が品薄状態や売り切れになる恐れがあります。こうした事態に備えるため、日頃から非常用の食料や飲料水を、3日分程度（可能であれば一週間分程度）を目安として備蓄し、携帯用トイレや懐中電灯などの日用品も備えておきましょう。

気象・避難情報を 収集しましょう

台風や豪雨が予想される時はテレビ（データ放送）やラジオなどの気象情報や避難情報に注意しましょう。



市では、災害の危険が迫ったときに避難指示などを発令して避難を呼びかけます。

主な伝達手段は次のとおりです。

緊急速報メール／桐生ふれあいメール／防災ラジオ／防災行政無線／広報車／Ｌアラート（テレビのデータ放送など）／市ホームページ／自治組織／自主防災組織

地域の危険箇所や避難場所 避難経路の確認

地域によっては、災害の種類によって避難場所が異なります。実際に住んでいる地域の危険箇所や避難場所、避難経路を実際に歩いて確認しましょう。



落石している危険箇所

市では、避難情報が発令される前であっても、皆さんが、危険を感じた場合に、自主的に避難できる体制を整えています。避難場所は、公共施設を利用して開設するものであり、必ずしも、そこへ避難しなければならないものではありません。ご自宅から近

くで、より安全な場所や、地域で定める避難場所などへ、早めの避難を心がけましょう。

自主避難所指定施設一覧

- | | |
|--------|------------|
| ・昭和公民館 | ・梅田南小学校体育館 |
| ・南公民館 | ・相生公民館 |
| ・東公民館 | ・川内長寿センター |
| ・西公民館 | ・菱公民館 |
| ・北公民館 | ・桜木西公民館 |
| ・境野公民館 | ・新里支所 |
| ・桜木公民館 | ・黒保根支所 |
| ・広沢公民館 | |

早めに避難しましょう

土砂災害や洪水で被害に遭わないためには「早めの避難」がとても重要です。

また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に住んでいる人は、その区域の外にある安全な場所へ移動する立ち退き避難（水平避難）が原則です。移動に危険が伴う場合には、自宅を含めて、がけや沢から少しでも離れた近隣の建物の上階に待避（垂直避難・屋内安全確保）してください。

また、冠水道路をやむを得ず移動する場合には、棒やつえなどを使って足元の安全を確認しましょう。

降雨後であっても数日間は川や山に近寄らないなど、適切な行動をとることが、災害からわが身を守ることに繋がります。

土砂災害の予兆現象

土石流	- 山鳴りがする - 急に川の水が濁り、流木が混じり始める - 腐った土の匂いがする - 雨が降り続けているのに川の水位が下がる - 立ち木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる
地すべり	- 地面に亀裂や段差、陥没が発生する - がけや斜面から水が噴き出す - 井戸や沢の水が濁る - 地鳴りや山鳴りがする - 樹木が傾く
がけ崩れ	- がけに割れ目ができる - がけから小石がパラパラと落ちてくる - がけから水が湧き出る - 湧水が濁ったり、止まったりする - 地鳴りがする

雨の強さ

1時間雨量 (ミリメートル)	雨の強さ (予報用語)	人への影響	木造住宅内	屋外	車の運転
10 以上 20 未満	やや強い雨	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声がよく聞き取れない	地面一面に水たまりができる	運転への支障は少ない
20 以上 30 未満	強い雨	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい
30 以上 50 未満	激しい雨			道路が川のようにになる	高速走行時、ブレーキが効かなくなる
50 以上 80 未満	非常に激しい雨	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきで視界が悪くなる	車の運転は危険
80 以上	猛烈な雨				

「地域避難施設登録制度」が始まりました

「地域避難施設登録制度」とは、市が指定する「指定避難所」とは別に、災害時に地域住民が自主的に開設し、運営する避難施設を「地域避難施設」として、登録することができる制度です。

この制度は、市が避難状況を把握して災害対策に反映させることを目的としており、登録を義務化するものではありません。

◇◇◇ 対象施設 ◇◇◇

地域の集会所などで、避難する住民が災害から身を守ることができる立地、構造などを持つ施設が対象になります。

◇◇◇ 設置者 ◇◇◇

自治会、町内会、自主防災会その他これらに準じ

るものとして、市長が認めるものが設置者になります。

◇◇◇ 届 出 ◇◇◇

施設管理者の承諾を得たうえで、設置者が防災・危機管理課へ届け出てください。

届出の様式は、防災・危機管理課（市役所3階）と市ホームページにあります。

市は内容の適否を判断し、代表者へ通知します。

◇◇◇ 開設・運営 ◇◇◇

地域避難施設は、利用者自身が開設・運営するものですので、市は職員の派遣や費用負担はできませんが、避難が長期化した場合には、必要に応じて救援物資を提供することができます。